

2022 年 5 月 26 日

金融庁

総合政策局リスク分析総括課データ分析統括室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（案）」  
に対する意見について

2022 年 4 月 25 日付で意見募集が開始された「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（案）」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（案）」に対する意見

#	頁	該当箇所	意見等
1	7 8	Ⅱ. 気候変動を巡る議論・背景 (金融資本市場・金融機関への影響)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本項全体として、顧客企業の機会とリスクが金融機関の機会とリスクになるという流れで整理をいただいているが、48頁の「BOX20：気候変動対応に係る国際的なイニシアティブ」で記載いただいているような内容（GFANZ（Glasgow Financial Alliance for Net Zero）やNZBA（Net-Zero Banking Alliance）等の国際的なイニシアティブからの要請）やステークホルダーの期待の高まりが、金融機関の対応に影響を与えていることについても、さらに補足いただきたい。</li> </ul>
2	18	Ⅲ. 金融機関の気候変動対応についての考え方・対話の着眼点 柱書（18頁 第2段落）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「顧客企業の気候変動対応に積極的に関与するエンゲージメントを通じて、産官学金の連携も通じたコンサルティング機能の発揮や、成長資金等の提供等に取り組むことが重要である」と記載いただいている。</li> <li>この点、9頁の第1段落では、「銀行は、従来の本業支援の取組の一環として、建設的な対話等を通じて顧客企業の気候変動対応を促していく（以下略）」とされており、「建設的な対話」と「エンゲージメント」を同じ意味で使用していることを明示した方がよいと考えられる。</li> </ul>
3	19	Ⅲ. 金融機関の気候変動対応についての考え方・対話の着眼点 1. 気候変動対応に係る戦略の策定・ガバナンス等 (戦略の策定等) ③の段落	<ul style="list-style-type: none"> <li>本段落において、「開示・報告等を通じ、顧客・株主・債権者・関係当局といった金融機関のステークホルダーに対して、適切に説明する」と記載いただいているが、金融機関の気候変動への対応に係る戦略は、顧客企業の戦略の進捗に影響を受ける部分が多いため、顧客企業の情報の秘匿性を勘案する必要がある。</li> <li>このような金融機関の状況も踏まえ、「金融機関のステークホルダーに対して、顧客情報の秘匿性に配慮したうえで、適切と考えられるかたちで説明する」と、ご修正いただきたい。</li> </ul>

#	頁	該当箇所	意見等
4	23	<p>Ⅲ. 金融機関の気候変動対応についての考え方・対話の着眼点</p> <p>2. 気候変動に関連する機会及びリスクの認識と評価</p> <p>23頁 第2段落</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本段落において「自身の気候変動への対応に係る戦略をさらに発展させ、また、それを投資家等のステークホルダーに対して発信・伝達していただくことが望ましい」とされている。</li> <li>・19頁の「③」の段落において、ステークホルダーの例として「顧客・株主・債権者・関係当局」が挙げられており、顧客企業への情報発信も重要であることから、「顧客企業や投資家等のステークホルダー」とすることが考えられる。</li> </ul>
5	24 35	<p>Ⅲ. 金融機関の気候変動対応についての考え方・対話の着眼点</p> <p>3. 気候変動に関連する機会及びリスクへの対応</p> <p>(1) 顧客企業の気候変動対応の支援</p> <p>24頁 第3段落</p> <p>Ⅳ. 顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方</p> <p>2. 顧客企業への適切な支援策の検討</p> <p>35頁 第4段落</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24頁の第3段落の「銀行においては、(中略)成長資金の提供といった取組を通じて」、および35頁の第4段落(2. 顧客企業への適切な支援策の検討)の冒頭説明の「コンサルティングや成長資金の提供を含め」に関し、成長資金以外であっても資金提供が必要なケースもあると考えられる。</li> <li>・これに関し、18頁の第2段落においては「成長資金等の提供等に取り組むことが重要である」と記載いただいており、「成長資金等」という表現に合わせる事が考えられる。</li> </ul>
6	36	<p>Ⅳ. 顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方</p> <p>2. 顧客企業への適切な支援策の検討</p> <p>(2) 顧客企業の気候変動への対応の評価に基づく成長資金等の提供</p> <p>36頁 第3段落</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本段落において、サステナビリティ・リンク・ボンド／ローンに関連して、「設定する ESG 対応に係る KPI の実績に応じ利率等が変化するローン」、「KPI の設定や評価プロセスが適切かといった点に十分留意が必要となる」と記載いただいている。</li> <li>・サステナビリティ・リンク・ボンド／ローンでは、KPI と SPTs (サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット) が設定されることを踏まえ、次のとおり修正することが考えられる。 「設定する ESG 対応に係る SPTs (サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット) の実績に応じ利率等が変化する債券や融資 (または (ボンドやローン))」 「KPI および SPTs の設定や評価プロセスが適切かといった点に十分留意が必要となる」</li> </ul>

#	頁	該当箇所	意見等
7	47	V. 今後の進め方 3. シナリオ分析に係るエクササイズ 47頁 第4段落	<ul style="list-style-type: none"> <li>本段落において、「今後、(中略) 本エクササイズに参加していない金融機関がシナリオ分析に着手し、手法・分析を改善していく上で有用な情報提供を行う。(中略) エクササイズの手法・枠組みの見直しや、対象とする金融機関の拡大を検討する」と記載いただいているが、具体的な検討に当たっては対象となる金融機関との前広なコミュニケーションをお願いしたい。</li> </ul>
8	47	V. 今後の進め方 4. 国際的な議論への貢献 47頁 第6段落	<ul style="list-style-type: none"> <li>本段落において、「金融庁は、このような国際的な議論に参加し、国内の金融機関との対話等を通じて把握した実務等の発信を行い、金融機関の気候変動対応に係る国際的な枠組み形成に貢献する」と記載いただいている。</li> <li>日本銀行との連携を含め、本邦監督当局として海外監督当局等との緊密なコミュニケーションによる相互理解を醸成いただき、本邦金融機関に対し、異なる法域で過度に異なる規制対応が求められることのないように、金融機関の気候変動対応に係る国際的な枠組みに関する議論に官民一体で取り組んでいただくようお願いしたい。</li> </ul>

以上